

「親が子供にお金を貸す相続税対策」

1. よくある相続税の納税資金の問題

中小企業のオーナーや地主の方などの相続問題の1つに「**金融資産以外の資産額**」が「**金融資産の額**」よりも多額になっているため、**被相続人の金融資産で相続税を払いきれない**ということがあります。これが中小企業の事業承継問題にもなっていたので、事業承継制ができた訳です。地主の方の場合は相続が起きるたびに相続人は土地を売却し、先祖代々の土地が徐々に減っていくことになる訳です。

ということは、**相続人名義の預貯金**が十分にあれば、**事業承継税制は関係なく、後継者に株式を承継させることができる**のです。また、**相続人は先祖代々の土地を売らずに、土地を守っていける**訳です。

2. 親が子供にお金を貸す対策

たとえば、父親の預貯金が2億円あったとします。このうち、1億円を子供に貸し、子供はこの1億円を運用します。年利率:5%(半年ごとの複利、複利ごとに20.315%の課税)、相続開始までの投資年数を20年間とすると、**20年後に1億円は税引き「後」の元利合計で約2億2,000万円になっています**。

20年後の相続において貸付金(相続財産)1億円を子供が相続し、父親が富裕層で子供が55%の相続税を払ったとしても5,500万円の納税です。この納税額は父親の財産が預貯金1億円でも貸付金1億円でも変わりません。

そして、父親から子供への貸付金(相続財産)は債務者である子供が相続し、1人の人物の中で債権者と債務者が合体するので返済不要となります。

そして、投資残高は2億2,000万円ありますので、これを相続税の納税資金に充てることができます。**父親の相続財産が預貯金1億円なのか？貸付金1億円なのか？により、大きな違いが出るのです。**

3. ドル建保険や変額保険という選択も

投資信託や株式運用などには抵抗がある方も多くでしょう。そういう場合はドル建てや変額保険はいかがでしょうか？たとえば、子供が借りた1億円を一時払いの保険料に充てたとします。これが父親の死亡保険金3億円になって入金されたとします。この場合の計算は次のとおりとなります(概算)。保険料を子供が払い、子供に死亡保険金が入金されているので、死亡保険金に対する税金は所得税・住民税となります(一時所得で利益の2分の1に課税)。

- (1)死亡保険金3億円-保険料1億円=利益2億円
- (2)課税所得:2億円×1/2=1億円
- (3)所得税・住民税:1億円×55%=5,500万円
- (4)貸付金に対する相続税:5,000万円
- (5)税引き後の手取額:3億円-5,500万円-5,000万円=1億9,500万円

父親が子供にお金を貸さずに相続税5,500万円を子供が納税した場合の税引き後の手取額は4,500万円ですから、**生命保険に加入した場合と比べて1億5,000万円もの差が出る**のです。

4. 多くの方が預貯金を遺して世界する問題

しかし、多くの方がこのような対策をしないで世界されます。それでは**相続を繰り返すごとにドンドン金融資産が減って行ってしまいます**。投資信託や株式などの運用であれ、生命保険を活用した対策であれ、預貯金をそのままにしておくのではなく、子供に貸すという相続税対策を検討されてはいかがでしょうか？なお、この対策は祖父母が孫にお金を貸すという相続税対策にも応用ができますので、専門家に相談した上で検討してみましょう。

2024年12月～お仕事備忘録～

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれいでしょ。

還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

固定資産税の償却資産に関する申告

2025年1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市町村へ申告します。納付税額は市町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に、後日通知されます。

個人の県民税・市町村民税等の納付(普通徴収、第4期分)

普通徴収(第4期分)の個人の道府県民税・市町村民税・森林環境税の納付月です。納期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。

給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

2025年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、2025年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれ有無の確認をしましょう。また、2024年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者か否かにかかわらず、すべての給与受給者に交付しましょう。

法定調書や給与支払報告書の提出

毎年1月は法定調書や給与支払報告書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書などがあります。各々、税務署や市区町村への提出の要件が定められています。手引などを確認の上、提出しましょう。

労働者私傷病報告等の電子申請義務化

2025年1月1日から、労働者私傷病報告や定期健康診断結果報告など、労働安全衛生関係の一部の手続きにおいて、電子申請が義務化されます。

事務所紹介

BlogとFacebookで事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



HAPPY BIRTHDAY

*12月2日(月)

12月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール：soumu@ideasoken.jp